

舟橋村告示第 23 号

舟橋村広報紙広告掲載要綱をここに公布する。

令和 8 年 6 月 25 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村広報紙広告掲載要綱

(令和 8 年 6 月 25 日告示第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、舟橋村（以下「村」という。）が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第 2 条 広報紙に掲載する広告は、村民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現により、誤認を与えるおそれのあるもの
- (6) その他掲載する広告として適当でないと村長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第 3 条 広告掲載の優先順位は、受付順とする。受付日が同日の場合は、抽選により優先順位を決定するものとする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第 4 条 広告の掲載位置は、村長が指定する紙面とする。

2 広告の掲載数は、広報紙の各号につき 2 枠までとする。

(広告の規格)

第 5 条 広報紙に掲載する広告の規格は、1 枠につき広報紙 1 ページの 4 分の 1 相当とする。

2 広告には、「広告」の字句を挿入するものとする。

(広告掲載料)

第 6 条 広告掲載料は、1 枠 1 号につき 5,000 円とする。

(広告掲載期間)

第 7 条 広告掲載期間は、広報紙の発行号を単位とし、広告掲載希望者が希望する期間とする。ただし、再掲を妨げない。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、公式サイト及び村広報等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第9条 広報紙に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、舟橋村広報紙広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を掲載希望号発行日の21日前までに村長に提出しなければならない。ただし、21日前の日が土日祝日にあたる場合は、翌開庁日とする。

2 申込者は、前項の申込書に広告原稿案を添付するものとする。

3 村長は、第1項の申込書の提出を受けたときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の適否について、舟橋村広報紙広告掲載承認（不承認）通知書（様式第2号）にて申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた者は、村長が指定する期日までに、希望する広告掲載期間に係る広告掲載料を一括して前納しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、村長が指定する方法により、広告主が作成し、村長が指定する日までに提出しなければならない。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告等の内容の変更請求)

第12条 村長は、現に掲載し、又は掲載しようとする広告等の内容が第2条に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該広告の掲載を中止し、又は掲載せず、当該要件に適合するよう広告主に対して広告等の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第13条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続をすることなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 前条の規定による広告等の内容の変更請求に広告主が応じないとき。

(4) 前3号に規定するもののほか、村長が広告の掲載を適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない事由により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告等の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを村に対して保証するものとする。
- 3 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(細則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 9 条関係)

舟橋村広報紙広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 9 条関係)

舟橋村広報紙広告掲載承認（不承認）通知書

[別紙参照]

様式第1号(第9条関係)

年 月 日

(あて先)舟橋村長

申込者 住所
名称
代表者名
電話番号
MAIL
(担当者名)

舟橋村広報紙広告掲載申込書

舟橋村広報紙に広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告原稿
別添のとおり

2 掲載希望期間
年 月号

3 申込みにおける承諾事項
次の事項について承諾します。

- (1) 広告は、舟橋村広報紙広告掲載要綱第2条に定める掲載範囲とし、掲載の可否は村長が決定すること。
- (2) その他舟橋村広報紙広告掲載要綱及びこれに基づく基準等に従うこと。

※ 事業内容がわかるパンフレット等を添付してください。

様式第2号(第9条関係)

舟 発 第 号
年 月 日

様

舟橋村長

舟橋村広報紙広告掲載承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申込みのありました舟橋村広報紙広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 可とします

(1) 掲載内容等

申請書のとおり

(2) 広告掲載号 月号

(3) 広告掲載料 円

(4) 広告掲載料の納付

年 月 日までに同封の納付書により、指定の場所でお支払いください。

(5) 掲載条件

舟橋村広報紙広告掲載要綱及びこれに基づく基準等に従うこと。

2 不可とします

理由